

令和4年度 人事並びに給与に関する要望書

令和3年9月

鹿児島県連合校長協会

令和4年度 人事並びに給与に関する要望

鹿児島県連合校長協会は、学校教育に対する県民の負託に応えるため、責任を果たし信頼される学校・特色ある開かれた学校づくりを推進するとともに、県教育振興基本計画及び県教育行政の重点施策等に沿って、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の充実・発展を期して努力しております。

つきましては、昨今の社会情勢の変化や教育改革の動向、学校教育のかかえる今日的課題に対応できるよう、令和4年度人事並びに給与の要望事項について、善処くださるようお願いいたします。

一 人事について

(一) 基本的事項について

(全校種)

- 1 校長が、より主体的に学校経営を推進できるよう、人事異動に関する校長の具申を十分に尊重されたい。
- 2 全県的な人事異動を一層推進するとともに、特に、離島等の人事異動については、適正・円滑になされるよう発表までのスケジュール等も含めて配慮されたい。

(小・中学校、義務教育学校)

- 人事異動については、標準の趣旨に基づき、各地区及び学校の課題を考慮して適正・円滑に実施されたい。

(高等学校)

- 人事異動の標準については、各地区及び学校・学科等の課題に対応できるよう弾力的な運用に努めるとともに、少子化が進行する中で高校教育の活性化につながるよう、抜本的な見直しを進められたい。

(特別支援学校)

- 1 人事異動については、標準の趣旨に基づき、県全体及び学校運営上の必要性や学校の特性を十分考慮して、適正・円滑に実施されたい。
- 2 障害の特性に配慮したきめ細かな教育が実施されるよう、人的配置を検討されたい。

(二) 教員等の異動について

(全校種)

- 1 異島等については、地域の実情を踏まえた異動を一層推進するとともに、適正な職員構成を図られたい。

- 2 教員交流研修など、多様な交流をより積極的に推進されたい。
- 3 共働きの教職員の人事異動については、他の教職員との均衡を失しないよう配慮されたい。
- 4 新規採用者の配置については、各学校の教育課題や規模、年齢構成等、配慮されたい。
- 5 再任用制度については、年金制度との兼合いを考慮し、推進されたい。なお、採用・配置に当たっては、校長の意見を十分に尊重するとともに、学校の実情、当該職員の能力、経験、意欲等に配慮されたい。
- 6 業務改善に係る人的配置については、今後もより一層推進されたい。
- 7 臨時の任用教員の配置については未配置とならないよう努められたい。

(小・中学校、義務教育学校)

- 1 学校運営上の必要性を一層重視し、異動予定者、特に、転入者についての要望を十分に尊重されたい。
- 2 各学校の職員構成の適正化を図られたい。特に、中学校の教科構成や部活動の顧問等については、配慮されたい。
- 3 長期勤務者の異動については、学校の実情を十分考慮し、適正に実施されたい。
- 4 Bブロックへの異動については、今後も円滑に推進されたい。また、都市部とその他の地域との異動を推進するとともに、異動が特定の地域に偏らないよう配慮されたい。
- 5 養護教諭、栄養教諭、事務職員の離島への異動については、公正かつ円滑に実施されたい。
- 6 新規採用者の再配置については、標準の趣旨に基づき、適正に実施されたい。
- 7 小学校の学級編制の標準の引下げについては、適正に実施されたい。

(高等学校)

- 1 普通・専門高校間の異動及び小規模・大規模校間の異動に一層努められたい。
特に、新規採用者の再配置については、人材育成の視点から積極的な交流が図られるよう、2校目の勤務年数を含めて検討されたい。
- 2 都市部とその他の地域との異動を推進し、希望の少ない地区内の異動が避けられるよう広域的人事異動に努められたい。
- 3 行・頭抜等による後任については、相応の力量ある職員を配置されたい。
- 4 事務職員や実習助手等の異動基準について検討されたい。

(特別支援学校)

- 1 障害の重度・重複化、多様化等の進む特別支援教育の実態を踏まえて、職員の定数及び教科、年齢構成の適正化を図られたい。
- 2 教員交流研修については、十分な成果が得られるよう、意欲のある教員の交流に努められたい。
- 3 転入及び新規採用に当たっては、特別支援教育の実態を踏まえ、免許保有者の配置・確保に努められたい。
- 4 地域の実情を踏まえ、全県的な異動を進められたい。特に、離島や希望の少ない地区の未

経験者及び中高年者の異動を引き続き推進されたい。

- 5 小・中学部の初任校研修に係る拠点校方式については、弾力的に運用されたい。

(三) 管理職の異動等について

- 1 管理職の異動については、経験や経営力、地域の実態等を配慮するとともに、その配置については、十分に検討されたい。また、学校と行政の交流をより積極的に図られたい。
- 2 管理職及び行政職への任用については、人格、識見、力量等を総合的に判断し、適任者を登用されたい。
- 3 教頭の複数配置校の基準を見直し、配置校を拡大されたい。また、副校長職の導入についても検討されたい。

二 給与について

- 1 義務教育費国庫負担制度の趣旨を尊重するとともに、総額裁量制については、教育水準の維持・向上につながるような運用に努められたい。
- 2 人材確保法の堅持を国に要望するとともに、教職に魅力を感じられるよう教員の給与の維持・改善に努力されたい。
- 3 管理職の給与の改善については、職責の重要性と後継者育成の視点から、次の事項について特段の配慮をされたい。
 - (1) 管理職の給与や手当等については、職責に見合う処遇の改善を図られたい。特に、教頭職については、十分配慮されたい。
 - (2) 管理職手当については、期末勤勉手当及び退職手当の算定基礎に繰り入れる措置を検討されたい。
 - (3) 管理職の退職時に当たっては、教職調整額に見合う優遇措置を検討されたい。
- 4 教職員の人事評価の処遇への反映については、適切に行われるよう配慮されたい。